

○東京藝術大学大学ロゴ等を営利目的で使用する場合の使用料の
取扱いについて

〔平成30年7月19日〕
〔学 長 裁 定〕

改正 令和5年10月26日

(目的)

第1 この裁定は、東京藝術大学大学ロゴ等使用要項第7条に規定する大学ロゴ等を営利目的で使用する場合の使用料（以下「使用料」という。）の取扱いについて定めるものである。

(使用料)

第2 使用料は、小売価格（消費税を含んだ金額）に使用料率【原則として3%】及び制作個数を乗じて算出した金額とする。

【使用料】＝【小売価格（消費税を含んだ金額）】×【使用料率】×【制作個数】

2 制作個数が追加となる場合には、新たに申請すること。

(支払い)

第3 使用料は、決められた期日までに指定の銀行口座に振り込むものとする。この場合において、振り込み手数料は申請者の負担とする。

(減免措置)

第4 営利目的の場合であっても、次の各号のいずれかに該当する場合、学長は使用料を免除又は減額することができる。

(1) 職員の福利厚生の上昇を図るために使用する場合

(2) 本学の関連団体がその運営の為に使用する場合

(3) その他学長が使用料の免除又は減額が適当と判断した場合

(事務)

第5 この裁定で定める使用料の取扱いに関する事務は、企画総務課において処理する。

附 則

この裁定は、平成30年7月19日から施行する。

附 則

この裁定は、令和5年11月1日から施行する。